

第1章 総則

第1条 (根拠および目的)

この規定は、規約第33条、第36条および第60条に基づき、規約34条に定める「役員」の選挙を公正かつ、民主的に行うことを目的とする。

第2条 (選挙日程)

選挙期日は中央執行委員会の決定に基づき、中央執行委員長が選挙日の30日以前に公示する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 (選挙管理委員会の設置)

中央執行委員会は選挙を行なうために、その都度選挙管理委員会を設置する。

第4条 (選挙管理委員会の構成と選出)

1. 選挙管理委員会は代議員より選出し、3名をもって構成する。
2. 選挙管理委員長は委員の互選として選挙管理委員会を代表する。

第5条 (選挙管理委員会の開催・成立・議決)

1. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長の招集により開催する。
2. 選挙管理委員会は、委員の過半数以上の出席によって成立する。
3. 選挙管理委員会の議事は、構成員の過半数で議決する。

第6条 (選挙管理委員会の業務)

選挙管理委員会は、次の事項を行なう。

1. 選挙日程の公示
2. 選挙名簿の作成
3. 立候補の受付と発表
4. 投票および開票の管理
5. 立会人の委嘱

6. 当選の確認と発表
7. 選挙に関する疑義の認定
8. 記録の作成
9. その他選挙管理に必要な事項

第7条（選挙管理委員会の権限）

選挙管理委員会は役員候補が定員に満たないときは、候補者を推薦する権限を有する。

第3章 立候補

第8条（立候補）

立候補するものは、選挙期日の公示のあった日から10日以内に所定の届出用紙に必要事項を記載し、中央執行委員会を通じて選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条（立候補者の告示）

1. 選挙管理委員会は、立候補受付締切り後ただちに届出のあったすべての立候補者について告示しなければならない。
2. 告示された立候補者が、次のいずれかに該当するに至った時は、選挙管理委員会は理由を明らかにし、本人の告示を抹消しなければならない。
 - (1) 立候補者が辞退を申し出た場合
 - (2) 立候補者が不実の届出をしていることが判明した場合
 - (3) 立候補者が組合員の資格を喪失した場合

第4章 投票および開票

第10条（投票および開票の管理）

1. 役員選挙を行うときは、議長は選挙管理委員会をしてこれを管理させるものとする。
2. 投票および開票については、投票箱1個についてそれぞれ1名以上の委員を立ち合わせなければならない。
3. 電磁的方法による投票および開票については、集計用の端末1台についてそれぞれ2名以上の委員を立ち合わせなければならない。なお電磁的方法のみを用いて投開票する場合、第10条2項は適用されないものとする。
4. 選挙管理委員会は、開票に際して、委員以外の者を指名して開票事務を行わせることができる。

第 11 条 (直接投票主義)

投票は 1 人 1 票とし、組合の認証のある所定の用紙を用い、直接無記名投票とする。

第 12 条 (投票の方法)

1. 候補者が定数を上まわるときは、定数連記とする。
2. 候補者が定数以下のときは、信任投票または一括信任投票とする。

第 13 条 (無効投票)

次の各号の投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 記載の確認ができないもの
3. 規定の定数を超えて記載されているもの
4. 必要外のことを記載したもの
5. その他、選挙管理委員会が無効と判定したもの

第 14 条 (開票結果の発表)

選挙管理委員長は、当落および総投票数ならびに有効、無効、棄権の投票結果を大会に報告しなければならない。

第 15 条 (当選者の決定)

1. 選挙は有効投票の過半数をもって当選とする
2. 投票数が同じで、当選者を決定できない時は、該当候補者について再投票を行なう
3. 信任投票は有効投票数の過半数をもって当選とする

第 5 章 付則

第 16 条 (補則)

本規定に定められていないことは、選挙管理委員会の決定によるものとする。

第 17 条 (規定の改廃)

本規定の改廃は大会および中央委員会の決議によるものとする。

第 18 条 (施行)

本規定は、2003 年 11 月 1 日より施行する。

2019 年 2 月 28 日より改定し実施する。

2019 年 7 月 9 日より改定し実施する。

2024年10月24日より改定し実施する。

以上